

第6章 消防用設備等の検査要領

第1節 総論

法第17条の3の2の規定による消防検査及び同意規程第11条第2項第3号による中間検査は、次の事項に留意し実施すること。

- 1 検査は、原則として防火対象物の関係者及び試験結果報告書を作成した消防設備士等の立会いの上で行うこと。
- 2 検査は、原則として2名以上の職員で実施すること。ただし、指導課長が認める場合は単独で行うことができること。
- 3 検査は、防火対象物の関係者から提出された消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書と照合しながら行うこと。
- 4 検査実施時にあたっては、危害防止に配慮すること。
- 5 令第32条又は条例34条の17により特例が適用されている消防用設備等については、第5章「消防用設備等の特例基準」に適合して設置されていることを確認すること。
- 6 法第21条の2の規定により検定を受けなければならない令第37条各号に掲げる検定対象機械器具等については、いずれも検定品であることを確認すること。
- 7 法第21条の16の2の規定により自主表示の対象となっている令第41条各号に掲げる自主表示対象機械器具等については、技術上の規格に適合している旨の自主表示マークが付されていることを確認すること。
- 8 消防庁長官が定める基準（以下「告示基準」という。）に適合していなければならないとされている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、その種類に応じて告示基準に適合するものであることを確認すること。ただし、告示基準に適合するものとして 所定の表示が付されているものについては、当該機器等が告示基準に適合するか否かの検査は要しないものであること。
- 9 省令第31条の4の規定により、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具にかかる設備等技術基準の全部又は一部に適合していることを登録認定機関が認定した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具にかかる設備等技術基準の全部又は一部に適合しているか否かの検査は要しないものであること。
- 10 検査職員は、検査した事項について記録を行うこと。